

答 申 第 3 1 9 号
令 和 3 年 1 1 月 3 0 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



第三者点検の実施について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第34条第2項第2号の規定に基づき、令和3年10月29日付け岐阜市財税第106号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

岐阜市地方税に関する賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

2 意見

原案どおり認める。